

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため  
次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 2020(令和2)年6月1日 ~ 2025(令和7)年5月31日

2. 内容

### 目標1：所定外労働の削減

対策：定期的なノー残業デー実施の掲示や、メール等による社員への通知を行い  
所定外労働の削減を推進する。

### 目標2：年次有給休暇の取得推進

対策：年次有給休暇取得率向上のため、計画年次休暇取得の促進活動を行う。  
それぞれの働き方に対する教育活動を実施する。